

入札説明書等に関する質問に対する回答

	資料名称	該当頁、 該当箇所	質問の内容	回答
1	入札説明書	P17 (7) エ	施設整備費の予定価格及び入札等金額については記載の通りで理解致しましたが、提案書提出日から工事着手日までの期間で一定の物価高騰が発生した場合、どのような算定基準で貴市と協議可能かを具体的にご教示願います。	物価高騰の対応については、建設対価のみを対象とし、広島市建設工事請負契約約款第25条及び「広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業（施設整備業務）特記事項（案）」Ⅱ(14)の規定に基づき、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する協議及び対応を行います。
2	要求水準書	P5 (6) ア	統括責任者は、建設グループにより提出するのでしょうか。それとも、開業運営グループにより提出するのでしょうか。ご教示ください。	統括責任者については、設計・建設等企業又は運営企業のいずれから選任いただいても差し支えありません。 ただし、本事業では、令和27年3月31日までの事業期間中、原則、同一の者を統括責任者として配置することとしていますので、その点を踏まえて提案してください。
3	要求水準書	P5 (6) イ	施設整備業務責任者は、一級施工管理技士又は一級建築士のどちらでもよろしいのでしょうか。また、無資格者でもよろしいのでしょうか。ご教示ください。	要求水準書P.13「3 実施体制」に記載しているとおり、施設整備業務責任者は、一級建築士を配置してください。
4	要求水準書	P5 (6) イ	施設整備業務責任者は、設計・監理会社より選出するものと解していますがよろしいのでしょうか。ご教示ください。	施設整備業務責任者を設計企業、建設企業又は工事監理企業のいずれから選任いただいても差し支えありません。 ただし、要求水準書P.13「3 実施体制」に記載のとおり、工事監理業務の業務責任者が施設整備業務責任者を兼務することはできません。
5	要求水準書	P19 (5)	『「移動等円滑化の促進に関する基本方針」及び「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」に基づき、事業者において、障害者等団体からの意見を聴取し、市と協議の上、その内容を整備内容に反映させること。』とされておりますが、事業者主導でこれらの団体の方と協議調整は公平選定を含め難しいため、市に主導していただくことは可能でしょうか。	障害者等団体については、本市から事業者に対し関係団体を紹介する予定ですが、意見聴取については、事業者が主体となって実施してください。 聴取した意見については、本市と協議の上、必要に応じて整備内容へ反映してください。
6	要求水準書	P26 イ (イ)	テントサイト（10区画以上）とされておりますが、人数の指定はありますでしょうか。	テントサイトは、10区画以上整備するものとし、そのうち10区画については、各区画6人以上が利用できる規模としてください。 なお、11区画面目以降のテントサイトを整備する場合の定員については、事業者の提案によるものとします。 また、テントサイトについては、その近隣に利用者用の駐車スペースを確保するとともに、整備するテントサイトのうち5区画以上を、車両を乗り入れることができるオートサイトとしてください。
7	要求水準書	P33 エ	プレーパークのインクルーシブ遊具につきまして、『こどもや子育て中の保護者などから意見があった場合には、市と協議の上、整備内容に反映させること。』とされておりますが、意見はどのタイミングで整理されますでしょうか。	遊具の設計を実施する前年度に遊具のアンケート調査等を実施し、遊具に関する意見を取りまとめることを想定しております。なお、令和9年度に遊具の設計を実施する場合は、令和9年度の早期に遊具のアンケート調査等を実施し、その結果を取りまとめるものとします。
8	要求水準書	P38 (エ) (b)	都市デザインアドバイザー会議の日程または開催時期が決まっておりますらご提示ください。また、『令和9年度以降、計3回の開催を予定』とされておりますが、当該計画についての会議が計3回行われる、という理解でよろしいでしょうか。	都市デザインアドバイザー会議は、原則年3回開催しており、本事業における具体的な開催日程については、落札者決定後に設計スケジュールを確認し、決定する予定です。 なお、「令和9年度以降、計3回の開催を予定」とは、本事業を含む都市デザインアドバイザー会議を計3回開催することを想定しており、お見込みのとおりです。 開催時期は概ね以下を想定しています。 第1回：設計の着手後、設計コンセプト等基本的な考え方が事業者から提示される頃（基本設計着手後の早い段階） 第2回：建築物の外観デザインについて複数の案が事業者から提示される頃 第3回：実施設計完了後速やかに

入札説明書等に関する質問に対する回答

	資料名称	該当頁、 該当箇所	質問の内容	回答
9	要求水準書	P11 (8) (7)	「敷地内4箇所において井戸水等を取水の上」とありますが、4箇所は必要という意味と 考えてよろしいでしょうか。	「敷地内4箇所において井戸水等を取水の上」との記載は、現在の給水設備の状況を示 したものです。再整備後の取水箇所については事業者の提案によるものとしますので、 施設運営に支障が生じないよう十分に検討の上、計画・提案してください。
10	要求水準書	配付資料 資料12 取水候補地	工作館近くの使用されていない井戸(取水候補地⑦)は何年の施工でしょうか。また、取 水候補地①～⑧において、井戸の掘削を行った業者の記録があれば会社名、住所、電話 番号等ご教示ください。また、その際の水脈調査報告書もあればご教示くださいませ。	工作館近くの使用されていない井戸については、現存する資料から昭和58年に施工され たものと推察されます。 なお、その他の井戸の採掘工事等に関する関連資料については、本市において保管して いますので、閲覧又は貸出しを希望される場合は別途ご連絡ください。
11	指定管理者候補者 応募要領	P1 (3)	利用者基準値が示されていますが、社会情勢（パンデミック等）や競合施設の出現な ど、事業者の努力に依らない要因で未達成となった場合の評価上の考慮、および「2年連 続低評価」による次期応募資格喪失の例外規定はあるのでしょうか。	例外規定はありません。 なお、災害や施設改修など指定管理者の責めによらない事由により施設を休・閉所した 場合においては、利用者数等の実績は休・閉所した日数を考慮して補正した数値を用い て評価する場合があります。
12	指定管理者業務 仕様書	P9 4	1件100万円以上（税込）の大規模修繕について「市が必要と認めた場合」に市が実施す るとありますが、緊急を要する場合の判断プロセスや、市が予算不足等を理由に「必要 と認めない」場合の対応はどのようになりますでしょうか。	1件100万円以上（税込）の大規模修繕が必要となった場合は、指定管理者から事前に本 市へ協議いただき、施設の安全性や利用者への影響、緊急性等を踏まえて本市が対応を 判断します。 本市が実施しないと判断した場合であっても、施設の適切な維持管理のため必要がある ときは、本市と協議の上、指定管理者が指定管理料の範囲内で修繕を実施することが可 能です。
13	指定管理者業務 仕様書	P11 (1)	配置人員は「13人を標準とする」と示されていますが、これは夜間対応（宿直）職員や 市が求める専門職員2名以上の配置も含めた人数との認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	指定管理者業務 仕様書	P11 (3)	自主事業（食事提供等）に係る厨房等の使用料・貸付料の想定額（約1.7億円）が示され ていますが、これは物価変動にかかわらず15年間固定される金額なのでしょうか。	厨房等の目的外使用料及び設備等の貸付料については、物価変動によって額が変動する ものではありません。 一方で、目的外使用料及び設備等の貸付料は、建物や設備等の取得価格や償却率等を基 に算定するため、年度ごとに本市への支払額が異なる可能性があります。そのため、お 示ししている想定額と実際の本市への支払額が乖離する場合があります。 なお、実際の本市への支払額が想定額を下回る場合は、その差額と同額を指定管理料の 提案額から減額する予定です。